

輪島市監査公表第 33 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年11月25日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月14日（木） 税務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○税務課（収納係・資産税係・市民税係）では、各係の職員一丸となり徴収業務に努めている。悪質な滞納者に対しては、差押の実施を行っている。また、資産もなく生活が困難と思われる方に対しては、十分な調査をした後、滞納処分執行停止し福祉課への相談を促し、こまめな対応の様子が伺われた。また、平成26年4月1日より奥能登地区地方税滞納整理機構が設立される予定と云うことで、懸念される課題もあると思われるが前向きに検討願いたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

（指摘事項）

①滞納額について

現年度では、徴収率がアップし良い結果がでている。過去の滞納分においても、法的手段の対応も含め、引きつづき滞納額縮小に取り組んでいただきたい。